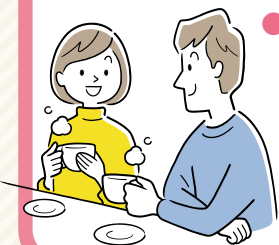


男性育休のススメ

中小企業の皆様へ

- 「子どもの成長を肌で感じられました」
- 「振り返ると楽しい思い出と貴重な経験ばかりでした」
- 「育児や家事に主体的に取り組む意識が生まれました」
- 「家族との関わり方や働き方を見つめ直すきっかけになりました。家庭円満です」

実際に育休を取得したパパの声



- 「夜中も授乳しないといけないママが休める時間を確保できました。出産して体力が回復していないママが、一人で子育てするとなると大変だなと思いました」



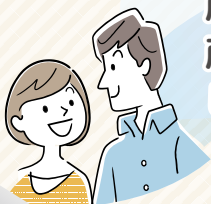
パパとなる従業員にベストな選択を!

- 「たまに家事・育児をしようとしても、ママとスキルに差がついて邪魔者に」
- 「子育て時期の出来事は尾を引きます。やがて、それが喧嘩の原因になることも…」

育休を取得しない、もしくは取るだけで家事・育児をしないパパは…



産後のママは心も体も弱っています。産後うつ等の予防のためにもママに寄り添い、しっかりと休ませてあげましょう!



男性は育児休業取得が“素敵なパパへの第一歩”です!!



男性の育児休業取得促進補助金についてはこちらへ!!

令和8年度 富山県男性の 育児休業取得促進補助金

趣旨

富山県では、男性の育児参加を促進し、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境づくりを推進するため、育児休業を取得した男性従業員を雇用する中小企業事業主への補助を実施します。

補助概要

1 補助対象

以下のすべての要件を満たす富山県内に事業所を有する中小企業事業主

- 「イクボス企業同盟とやま」「元気とやま！子育て応援企業」「とやま女性活躍企業」のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること
- 就業規則又は労働協約等により育児休業制度を設けていること
- 子が2歳に達するまでの間に下記の補助金額の各区分の育児休業を取得させ、職場復帰させていること

2 補助金額

- 連続した5日以上の子育て休業：5万円
(ただし、過去に本補助金を受給したことがない事業主が取得させた育児休業に限る。)
- 連続した1か月以上の子育て休業：10万円
- 連続した3か月以上の子育て休業：20万円

申請等手続き

1 対象期間・申請期間

(対象期間)

令和7年4月1日以降に育児休業を取得し、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に育児休業から復帰したもの

※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付終了となります

(申請期間)

下記のうち、いずれか早い日まで

- 交付対象となる労働者の職場復帰日から2ヶ月以内
- 職場復帰日の属する年度の3月31日 (=令和9年3月31日)

2 申請方法

電子メール又は郵送、持参

詳細事項や申請に係る各種様式については県HP
(右記二次元コードにリンク)でご確認ください

